

閣第一四七号

案起 平成二十九年九月二十八日

上奏	決定
平成二十九年九月二十八日	平成二十九年九月二十八日

公布	施行
平成二十九年九月二十八日	平成二十九年九月二十八日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官
内閣官房副長官

多喜

内閣法制局長官

内閣總務官

内閣官房副長官



麻生 国務大臣

加藤 国務大臣

小野寺 国務大臣

鈴木 国務大臣

野田 国務大臣

齋藤 国務大臣

江崎 国務大臣

松山 国務大臣

上川 国務大臣

世耕 国務大臣

小此木 国務大臣

茂木 国務大臣

河野 国務大臣

石井 国務大臣

梶山 国務大臣

吉野 国務大臣

林 国務大臣

中川 国務大臣

菅 国務大臣

衆議院解散について

右閣議に供します。

詔書案

日本国憲法第七条により、衆議院を解散する。

御名 御璽

平成二十九年九月二十八日

内閣総理大臣

案
(一)

別紙詔書が発せられましたから、お伝えいたします。

平成二十九年 月 日

内閣総理大臣

衆議院議長宛て

案 (二)

別紙詔書が発せられました旨衆議院議長へお伝えいたしました。

右お知らせいたします。

平成二十九年 月 日

内閣総理大臣

参議院議長宛て

◎ 参照条文

○ 日本国憲法（抄）

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
(略)

三 衆議院を解散すること。